

下田市告示第88号

下田市電子納品要綱を次のように定める。

令和4年6月17日

下田市長 松木 正一郎

下田市電子納品要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下田市の公共事業において、業務の効率化及び省資源・省スペース化を図るため、工事完成書類の電子納品（以下「電子納品」という。）を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 電子納品の対象となる工事は、下田市が発注する請負金額5,000万円以上の工事とする。ただし、下田市が発注する請負金額5,000万円未満の工事であって、受注者が電子納品を希望し、発注者が認めた場合は、受注者は、電子納品を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、双方協議により、発注者が認めた場合は、紙での工事完成書類の納品を行うことができる。

3 電子納品を実施する場合は、受注者と協議し、特記仕様書に明記する。

(対象書類)

第3条 電子納品の対象書類は写真とし、その他の書類は紙での納品とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。